

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

環境省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国立環境研究所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○国立環境研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	組織運営体制としては、今次中期目標及び中期計画(平成18年度～22年度)の策定に当たり、同種の指摘を受け、選択と集中等の理念のもと、重点研究プログラムを構成した。また、20年度の研究資源の配分にあたっては、外部有識者によるものを含めた研究評価結果等を踏まえ、国立環境研究所として必要な研究(環境行政に科学的、技術的基盤を提供する研究)で、更なる強化を指摘された研究に対して重点化の措置を行った。同様の措置は引き続き行う予定である。	◎	平成20年4月
	○第2期中期計画の中間年度(20年度)に、進捗状況や社会的要請の変化を踏まえ、中核研究プロジェクトを見直す。	中核研究プロジェクトについては、平成20年5月に外部研究評価委員会による中間評価を行ったところであるが、今後、独立行政法人評価委員会による評価も踏まえ、検討を進めていくこととしている。	○	平成21年3月
	【環境情報の収集・整理・提供に関する業務】 ○平成19年度中に、EICネット(Environmental Information & Communication Network)について国立環境研究所としての情報提供業務を廃止する。	EICネットについては、国立環境研究所としての情報提供業務を廃止した。	◎	平成19年10月に契約終了。
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○平成20年度中に東京事務所を廃止する。	平成20年8月末をもって廃止した。	◎	平成20年8月31日
	○平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で、奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。	独立行政法人評価委員会による評価も踏まえて今年度中に見直し計画を策定すべく作業を進めている。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化			
	【業務運営体制の整備】 ○平成19年末までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。	随意契約見直し計画に基づき契約事務取扱細則を改正し、平成20年1月より随意契約の基準額をすべて国と同じ基準とした。	◎	平成20年1月
	○平成20年度中に、民間委託について見直しを行い、車両運転業務及び車両整備業務については民間委託を行う。	平成20年4月1日をもって完全民間委託を実施した。	◎	平成20年4月1日
【自己収入の増大】 ○競争的な外部研究資金を中心に、国立環境研究所の目的、使命に合致した資金について一層の確保に努めるなどの取組により、自己収入の増大を図る。	競争的資金の獲得については、所内において予備ヒアリングを行うなどその増大に努めているところであり、目標の達成に向けて努力していく。	○	平成23年3月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

環境省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
環境再生保全機構	事務及び事業の見直し	民間競争入札実施要項(案)について、入札監理小委員会(内閣府)において審議中。当該実施要項(案)に対する意見募集を8月中に開始。 (今後の実施スケジュール) 10月3日 入札監理小委員会で審議 10月下旬 官民競争入札等監理委員会に付議 11月上旬 入札公告 12月下旬 提案書提出 2月上旬 落札者の決定 21年4月 事業開始	○	平成21年3月
	【公害健康被害予防事業】 ○公害健康被害予防事業について、次期中期目標期間から、定量的な指標による事業実施効果の測定及び把握に努め、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善する。	定量的な指標による事業実施効果の測定及び把握のための具体的な手法について、平成20年度から、専門家や地方公共団体の意見を聞きつつ、検討することとしている。	○	次期中期目標期間
	○平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、事業の本来の目的に照らした適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。	平成22年度までの予定で行われている「そらプロジェクト」の結果に基づく環境省の方針を踏まえ、適切な事業実施方法を検討し、対応することとしている。	○	平成23年度以降速やかに
	【地球環境基金業務】 ○地球環境基金業務のうち助成業務について、環境政策上のニーズの高い課題に重点化する。また、助成先の固定化防止の観点から、採択基準を見直す。	平成21年度募集に向けての重点配慮事項として、国の政策を踏まえた内容を、助成専門委員会に諮り決定する予定である。また、助成対象の視野を広げるため、平成20年度募集から過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体を対象とした発展助成を設けた。	○	平成20年12月
	○地球環境基金業務のうち振興事業について、モデル事業の廃止、研修講座の一部廃止、情報提供事業及び研修講座における競争入札等の導入の拡大により、経費縮減を図る。	モデル事業・研修講座の一部については、平成20年度限りで廃止予定。契約形態については、随意契約見直し計画に則り、見直しを実施。	○	平成21年3月
	○地球環境基金業務について、募金獲得活動等による自己収入の増大などにより、運営費交付金に依存しない業務運営に向けた取組について検討し、次期中期目標等において具体的な目標を設定した上で、必要な措置を講ずる。	平成20年度計画に則り、引き続き積極的な募金活動等を実施しつつ、次期中期計画策定において、新たな取組等について検討することとしている。	○	平成21年3月
	【最終処分場維持管理積立金管理業務】 ○最終処分場維持管理積立金について、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用する。	平成20年2月、維持管理積立金の利息に関する規程及び維持管理積立金管理細則を改正し、資金運用を開始した。	◎	平成20年2月
	組織の見直し			
【支部・事業所等の見直し】 ○大阪支部について、業務運営の効率化を図る観点から、次期中期目標期間中に廃止する。	石綿健康被害救済法の見直しの動向に留意しつつ次期中期目標期間中に支部を廃止する。	○	次期中期目標期間	

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

環境省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
環境再生保全機構	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しにあわせ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮するものとする。</p>	<p>石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直し等にあわせ、次期中期目標期間中に組織体制を見直す。</p>	○	次期中期目標期間
	<p>運営の効率化及び自律化</p>			
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○債権管理回収業務について、当初の最終約定期限を超えた債権のうち平成25年度までに完済の見込めない債権の回収方法を検討し、サービサーの活用等、適切な措置を講ずることにより、回収率の向上及び回収額の増大を目指す。</p>	<p>個別債権ごとの状況把握及び最適な回収方法についての検討を行い、その結果を次期中期計画に反映させることとしている。</p>	○	平成21年3月